

令和7年度 「七条小学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

目的

本校では、すべての児童が安心して学校生活を送ることができる環境を整えるため、「いじめは決して許されない行為であり、すべての児童の人権を守ることが学校の責務である」との共通認識のもと、いじめの未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応に努めることを目的として、本基本方針を定めます。本方針では、いじめ防止に関する基本的な考え方を明確にするとともに、いじめ防止に関する基本的な考え方を明確にするとともに、いじめ対策委員会の構成や役割、開催時期、児童・保護者への周知方法、学校内におけるいじめ防止の取り組みや早期発見・積極的認知のための具体的な施策を示します。また、家庭や地域、関係機関との連携を強化し、いじめの背景にある要因にも目を向けながら、教育的な視点で対応を行います。さらに、重大事案が発生した場合には速やかに調査・対応を行い、被害者児童の安全確保と心のケアに努めます。6年間を見通した継続的かつ計画的な取り組みを通して、全教職員・児童・保護者が一体となり、いじめの根絶と、誰もが安心して学べる学校づくりを推進します。

基本的な考え方

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題・社会問題であると認識する。「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなりうるものであるととらえる。

本校では、「人権」「集団」を学校経営の柱と位置づけ、誰一人取り残さない学級経営を推し進め、「いじめ」が起こらないように人間関係の形成に力を入れる。

さらに「いじめを見逃さない観察」を含め、「手遅れのない対応」、「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 **七条小学校いじめ対策委員会**

イ 構成（職名又は校務分掌）

校長、教頭、当該児童担任、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、状況により、隨時、これ以外の教職員を参加させる。

ウ 開催時期

毎月1回生徒指導部会で必ず「いじめ」に関する情報を交換し、各委員へ記録を報告する。ただし、緊急対応の場合は、この限りではない。

エ 委員会として取り組む内容

- ・「七条小学校いじめの防止等基本方針」の児童・保護者、地域等への周知。
(ホームページでの公開、学校運営協議会での情報発信)
 - ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
 - ・個別面談や相談窓口の集約。
 - ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口。
 - ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に關わる年間計画」の作成。
 - ・未然防止の取組推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認。
 - ・教職員の共通理解と意識啓発。
 - ・発見されたいじめ事案への対応。
 - ・重大事案への対応。
 - ・関係諸機関への連絡。
 - ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定。
 - ・「取組評価アンケート」「いじめ防止対策委員会」「いじめの対応に関する研修」の時期の決定。
 - ・未然防止の取組の年間計画の決定。
 - ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定。
- ◎会議の開催、実施時期については「年間計画」に記載する。

3 基本的施策

校内に置いて、以下のような取り組みを進める。ただし、新型コロナウイルス感染防止のため取組の見直しを行う場合がある。

学校におけるいじめの未然防止プログラム

ア 授業改善

- ・「分かる」「できる」「楽しい」「やりたい」「対話」が実感できる授業を展開する。
言語活動を充実させ、児童同士のコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・集団として学び合い、高まり合えるチーム学習を創造する。
授業の中に、必ず子ども同士の意見交流や協働して活動する場面を作り、「チームで学ぶ」という学習を実感させる。（低学年ではペア学習も）
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりを推進する。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づいた指導により、習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・主体的・対話的で深い学びを大切にした学習内容や学習形態を工夫する。
- ・自律心と責任感の育成に向け、ルールとマナーの徹底を図る。
- ・学年に応じて、複数指導体制・教科担任制、教科交換授業を導入する。
- ・GIGA端末を活用し、自学自習を進められるような指導を工夫する。

イ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育を充実させ、規範意識、倫理観の育成を図る。
- ・6月の土曜参観で全校の取組として「道徳」の授業を全学級で公開し、いじめの防止、生命の尊重等に係る内容を指導することによって保護者と子どもが共に考える場を作り、保護者にも理解と協力を求める。
- ・毎月、全校一斉で道徳指導、人権指導「こころひとつの日」に取り組み、各学年の学習成果を掲示して全校児童が共有できるようにする。
- ・七条中学校区の七条中と中学校エリア三小学校が道徳教育の研究、実践、研修を共に進め、地域ぐるみで道徳教育を推進させる。
- ・「いじめ」「生命尊重」「思いやり」「正義」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳指

導を実施する。

- ・ゲストティーチャー、地域の人材を活用した人権学習や講演を実施する。
- ・児童が「多様性を認め、人権を守る人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけを行う。

ウ 体験活動

- ・個と個、個と集団の関わりを重視した協働活動を意図的、系統的に展開する。
- ・宿泊学習、スポーツ大会（運動会）などの学校行事の中で一人一人が自分の役割を果たす体験をし、達成感、成就感を味わえるようにして自尊感情、自己肯定感を育む。
- ・生活科、総合的な学習、道徳、特別活動などで生命を尊重する学習活動を推進する。
- ・1年と6年のペア学年を中心に、全学年で縦のつながりを意識できる取組を実践し、集団意識や自己有用感を育てる。

エ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・好ましい人間関係を作るため、他クラスとの交流や異年齢集団での活動を実施する。
- ・自律心、責任感の育成に向けた取り組みの基礎として、各学級で「七条中エリアの子」にならってより良い学級、より良い学校をつくるための学級目標をつくり、日々振り返りを続ける。

—七条中エリアの子 子どもの本気—

- ・私たちは、お互いに思いあって相手を大切にします。
- ・私たちは、自ら学び、自ら習います。
- ・私たちは、自分で考えて行動します。

- ・児童会が主体となり、あいさつ運動に取り組む。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本を設置し、いつでも読める環境にする。
- ・人権指導「こころひとつ日の日」に取り組み、各学級の学習成果を掲示。
- ・警察、その他の機関と提携して非行防止教室、携帯教室を実施する。

カ 保護者の啓発

- ・学校だよりやホームページで「学校いじめ防止基本法」について発信する。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもとに進める。
- ・「非行防止教室」を設定し、保護者にも指導内容を知らせる。
- ・土曜参観に全校道徳を位置づけ、同一テーマを親子で考える場を設定する。
- ・「学年だより」「学級だより」にいじめ防止や生命尊重に係わる記事を載せる。

キ その他

- ・学校評価アンケートの結果を分析し、PDCAサイクルで検討する。

いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・「日常の児童観察」「教職員間の情報交換」等、情報共有に努める。
- ・生徒指導主任は日々各学級からの情報の収集に努め、毎日の「共有日報」や毎月開催する「総合育成支援教育委員会」・「生徒指導委員会」・「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、指導すべき事例を管理職と相談し、職員終礼、研修会等で全教職員に共通理解を図る。
- ・重大事態もしくは重大な事態へつながると危惧される場合については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(1) アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを7月、12月に実施。尚、4～6年生については、クラスマネジメントシートを7月、12月に実施し、学級経営の点検をしながら、「いじめ」につながる状況の発見に活用する。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

(2) 教育相談の実施

- ・平素から学級担任は、子どもたちとの交流を行い、子どもとの会話、対話によって学級児童全員の状況把握ができるようにする。
- ・そのうえで、アンケート等の実態を把握したうえで、相談活動、観察を丁寧に行う。

ウ その他

- ・スポーツ少年団、部活動などで生じる他学年児童との関係、上級生から下級生への圧力、近隣の異学年児童間での軋轢、他校の児童との力関係等の事例にも各種諸団体と連携し、留意できるように広い視野から「いじめ」について捉えられるようにする。

4 いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

基本的な考え方

- ・いじめの発見は、個人が抱え込まないようにし、報告を受けたときは、当該担任による正確、詳細な記録を基に、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を集約・共有する。今後の対応等について協議、検討を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。
- ・「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、丁寧な事実確認と聞き取りを徹底し、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会への報告をはじめ警察・関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等についても協議、検討し、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。加害児童・保護者への指導だけでなく、周囲の児童に対してもいじめ解消に向けた指導を行い、再発防止に向けた取組を進める。

いじめが発覚したときの対応

- ・いじめにつながるような行為、いじめの疑いを含め、いじめの発見や報告があれば、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を精査し、いじめの事実の有無の確認を行う。そして、情報を共有し、対応を協議、検討する。
- ・当該児童はもちろんのこと、周辺児童の関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対して、情報を正確につかむために話を聞くだけでなく、自分の問題として捉えられるよう指導する。「いじめ」が認められた場合、必ず学級集団への指導も行い、学級集団としての課題として意識をさせることによって再発を防ぐようとする。
- ・状況に応じて、警察にも連絡を入れる。

※別紙フローチャート参照

インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での学習を授業参観、自由参観等で保護者に公開したり、その学習内容を他学年の児童生徒にも周知できるようにしたりする。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめ発生防止対策についての理解を深める。

「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめ解消後の見守り及び再発防止策について、再検討し、見守り体制の取組を実施。

5 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策、早期発見に向けた対策、発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

年間計画に基づく「生徒指導研修会」を実施する。

内容は「七条小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート、調査に基づく研修」等とする。

6 保護者・地域、関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・七条小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「七条小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深めることができるよう、学級懇談会、学校だよりを通して情報提供する。
- ・平素からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を密にしておく。
- ・ホームページ、学校だより、学年だより等を活用して情報を発信する。
- ・学校運営協議会、PTA本部企画委員会、懇談会、地域生徒指導連絡協議会等での啓発活動の実施。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。

7 重大事態への対処

基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

8 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者への啓発及び関係機関との連携
4	総育・生指委員会① いじめ対策委員会① 生徒指導部年間活動計画の決定	学級経営案作成 学級開き 「学校のきまり」 七条小学校いじめ対策委員会メンバーの紹介		
5	総育・生指委員会② いじめ対策委員会② 学級経営、児童理解 学校いじめの防止等 基本方針の共通理解。 5月15日（木）	こころひとつ日の日 朝会で周知 1年生をむかえる会 5月22日（木）	学校運営協議会で情報共有。	授業参観・学級懇談会 学校だよりで基本的人権を扱う。 学校だよりやホームページで、七条小学校いじめの防止等基本方針の発信。 個人懇談会
6	総育・生指委員会③ いじめ対策委員会③ 6月26日（木）	こころひとつ日の日 非行防止教室 4年・6年（予定） 修学旅行6年 校区内巡回指導（パトロール）		土曜参観・学習発表会（くすのきタイム）
7	総育・生指委員会④ いじめ対策委員会④ 年間計画の見直し① 夏季生徒指導研修会 「いじめ未然防止・早期発見に向けて」 7月24日（木） いじめアンケート結	こころひとつ日の日 「夏休みのくらし」	第1回いじめに関するアンケートの実施（記名式） クラスマネジメントシート実施① 学校評価（いじめに関する項目追加）	個人懇談会

	果の情報共有① 7月24日（木）			
8	総育・生指委員会⑤ いじめ対策委員会⑤	校内研修「つながりのある人間関係（予定）」		
9	総育・生指委員会⑥ いじめ対策委員会⑥」9月11日（木）	こころひとつ日の ケータイ教室6年（予定）		人権学習参観日 人権と共に考える会
10	総育・生指委員会⑦ いじめ対策委員会⑦ 上半期の振り返り 年間計画の見直し② 「学校いじめ防止プログラムの見直し」	こころひとつ日の なかよしの日 スポーツ大会	学校運営協議会にて情報共有。	
11	総育・生指委員会⑧ いじめ対策委員会⑧ 花背山の家宿泊自然体験学習5年	こころひとつ日の		
12	総育・生指委員会⑨ いじめ対策委員会⑨	こころひとつ日の なかよしの日 人権集会 薬物乱用防止教室6年（予定） 「冬休みのくらし」	第2回いじめに関するアンケートの実施（記名式） クラスマネジメントシートの実施② 学校評価（いじめに関する項目追加）	個人懇談会 学校だよりで「人権」を扱う。
1	総育・生指委員会⑩ いじめ対策委員会⑩ 年間計画の見直し③ いじめアンケート結果の情報共有② 1月15日（木）	こころひとつ日の		
2	総育・生指委員会⑪ いじめ対策委員会⑪ アンケートに基づく研修会 2月26日（木） 今年度の活動の反省	こころひとつ日の		入学説明会
3	総育・生指委員会⑫ いじめ対策委員会⑫ 基本方針の振り返り 3月12日（木）	こころひとつ日の 6年生を送る会 「春休みのくらし」	学校運営協議会にて情報共有。 アンケート原本の保存。	造形展 授業参観・懇談会

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「年間の取組の見直し」（P D C A サイクルの期間）
- ・ 「いじめに関するアンケート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）
- ・ 「個別面談」「教育相談」

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

- 『七条小学校いじめの防止等基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

- いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握
- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

- 【いじめ対策委員会で共有】
- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

心の通った指導

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
【認識の共有化・行動の一元化】

- 【児童生徒への指導・支援】
- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

- 【保護者への連絡・家庭との連携】
- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心とし、速やかに関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

- 【教育委員会への報告・連携】
- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

- 【謝罪の場の設定】
- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

- 【関係機関との連携】
- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。